

「国と地方の協議」(平成30年秋)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30206	特区名	ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区		
提案事項名	富士スピードウェイ周辺におけるレース用車両の公道の走行に関する規制の緩和				
提案事項の具体的な内容	富士スピードウェイ周辺においては道路運送車両法第三章で定める保安基準を緩和し、安全対策として走行時間や走行速度の制限を設けて安全性を担保することで保安基準に満たないレース用車両の公道の走行を可能とする。また、道路運送車両法第34条の臨時運行や同法第36条の2の回送運行で認められている着脱式専用ナンバープレートによる公道の移動をレース用車両も可能とする。				
実現により期待される効果	レース車両について着脱式専用ナンバープレートによる公道の走行が許可されることにより、レース場へ車両を移動させる際にレッカー車を手配する必要がなくなることで輸送の効率化が図られ、自動車関連産業の競争力が強化される。これにより同地域において新たな産業拠点となる自動車関連産業や観光産業が集積・拡大し、総合特区計画の政策課題である「地域資源を活用した新しい産業・集積」を図ることができる。 また、立地企業との防災協定を締結することで、交通インフラを活用した災害に強い社会基盤となり、もう一つの政策課題である「防災・減災機能の充実・強化」にもつながる。				
担当省庁の対応	E:対応しない	担当省庁名	国土交通省	担当課名	技術政策課、環境政策課、自動車情報課
規制法令等	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送車両法第34条、第35条、第36条の2 道路運送車両の保安基準 				
規制等の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 自動車は登録を受けていること、有効な車検証を備えていることといった一定の要件を満たしていないと運行の用に供してはならないが、登録、検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合等、これらの要件を求めることが合理的でない場合に限り、特例的に許可を受けることで運行の用に供することを認めている。 なお、当該許可を受けた場合であっても、道路運送車両法に基づく保安基準に適合している必要がある。 道路運送車両の安全性の確保及び公害の防止その他環境の保全 				
国と地方の協議 1 回目 見解 担当省庁の	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)</p> <p>今回の提案内容については、運行経路や運行頻度等に加え、保安基準への適合性、またその担保体制の確保、混在走行する一般車等への案内対策等を総合的に踏まえて判断する必要があると考えている。</p> <p>保安基準に適合しない自動車が公道を走行することによる安全・環境への悪影響が懸念される。また、レース用車両と一般車両等との混在走行では、一般車両等の他の交通への影響が懸念されるところであるが、基準緩和が真に必要な項目及びその項目に対応した安全確保、環境保全への代替措置が十分に検討されていない。</p> <p>なお、当該提案の内容については、周辺地域の道路管理者や地元の警察と調整して交通規制を行ったうえでレース用車両の通行や、レース場への専用道の設置等が代替措置として考えられる。</p>				
実施時期		スケジュール			
指定自治体の回答	d:その他	書面協議(2回目)の希望	希望しない		
理由等	本規制緩和は当該地域の自動車産業の発展や雇用の創出などを目的としており、地域活性化を図っていくために不可欠な制度であることから、保安基準に適合しない自動車が公道を走行することに対する安全及び環境対策、道路管理者や地元警察との調整、またレース場への専用道の設置などの代替措置の検討を十分に行った上で、平成31年春協議以降に再度協議を行うこととする。				
内閣府整理	v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの				
コメント	国土交通省から、保安基準に適合しないレース用車両の公道の走行にあたり、保安基準の緩和が必要な項目を精査し、それに対する安全確保及び環境保全のための対策を検討されたいとの見解が示された。 指定自治体は、上記見解で示された検討及び関係機関との調整を行うとしたため、一旦協議を終了する。 再提案に向けて、指定自治体は再検討を行う。				